

尾張旭市監査公表第2号

令和7年12月1日付け尾張旭市監査公表第53号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年1月5日付け7環第348号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年1月30日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

市民生活部環境課

監査の指摘事項	措置状況
<p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条及び第5条）。</p> <p>同課は、資源ごみ売払収入について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徵収し続けてきた。</p> <p>また、コンビニエンスストア等への粗大ごみ処理券配達販売（事前に各店舗への配達枚数を把握し、処理券に納入通知書を添えて行うもの）に係る収入については、調定を決議しないまま、令和7年4月3日に納入を通知していた（調定決議は、同月7日）。この点、納入を通知した後に調定を決議した理由を尋ねたところ、同収入に加え、予算上同じ科目である、市役所窓口での同処理券販売に係る収入のうち同月1日から4日までの間に係るもの（性質上事前に調定ができないもの）を併せて調定していたことからとのことだった。事前に調定すべきものと事後調定のものを一括で</p>	<p>資源ごみ売払収入については、年度当初に財務会計システム上で設定される細節単位の調定方法（事前又は事後）が、事後に調定するものと設定されており、年度途中に変更することができないため、令和8年度から財務会計システムの設定を事前調定に変更し、納入通知前に調定するよう事務手順を改める。</p> <p>コンビニエンスストア等への粗大ごみ処理券配達販売に係る収入については、納入通知前に調定を決議するよう変更した。</p>

<p>調定することは適切ではなく、同じ科目であっても性質が異なるのであれば、別々に調定を決議すべきである。</p>	
<p>適時適切に調定を決議されたい。</p> <p>会計規則第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、動物死体処分手数料については、その根拠等を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>会計規則第4条第2項の規定に基づき、帳票類を添付し調定を決議するよう変更した。</p>
<p>有害鳥獣駆除委託契約締結について、令和7年4月1日付けで起案したが、専決権者（課長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>契約書の押印時に決裁日と契約日を確認するよう、事務手順の再確認を実施した。</p> <p>今後は、尾張旭市決裁規程に基づき、適切に契約事務を実施する。</p>